

2021年度事業計画

マグロ資源・マグロ漁業の現状とOPRTの課題

1. 2020年は世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大が、遠洋マグロ漁業と地域漁業管理機関（RFMO）等のマグロ資源を保存・管理していく活動に、大きな影響を与えた一年であった。予定されていたほとんどのRFMOの会合が、リモート会合で実施されたこともあり、基本的に、新たな管理措置が導入されることはなく現行措置の延長となった。

OPRT登録大型まぐろはえ縄船が関連するマグロ資源の状況をみると、資源が回復傾向にあるとされる東大西洋クロマグロについては、「大西洋まぐろ類保存国際委員会」（ICCAT）の2020年年次会合（リモート）で、2021年及び2022年のTACは科学小委員会の勧告に基づき、2020年と同じ36千トンを維持した。但し、2022年については、2021年年次会合で見直しが行われることとなった。

また、同様に回復傾向にあるミナミマグロ資源については、「みなみまぐろ保存委員会」（CCSBT）の2020年年次会合（リモート）で2021-23年のTACは、2018-20年と同じ17,647トンとなった。

なお、豪州での養殖に供されるミナミマグロの数量等の精度を向上させるため、豪州が約束した懸案のステレオカメラの導入は依然として実現に至っていない。

このように、回復傾向にある大西洋クロマグロ、ミナミマグロ資源は、更なる回復が目標とされていることから今後とも各まぐろ類地域管理機関（RFMO）における資源回復の取組みがさらに推進され、引き続き所期の目標が達成されるよう注視・行動していく必要がある。

2. 一方、数量的に刺身マグロの主体をなす、メバチ資源については、長年にわたり大型まき網漁業による集魚装置（FADs）を用いた若齢魚の漁獲量の増大が続く中、2017年のWCPFC科学小委員会で、2014年以降の「過剰漁獲かつ乱獲状態」から一転して、過去の評価対象期間を通じて「過剰漁獲でも乱獲状態でもない」に変更された。このような楽観的な評価は、はえ縄漁業者及び日本市場の流通業者の現場感覚とかけ離れているものであり、是正の必要があると考えられる。このような誤った評価により資源が取り返しのつかない打撃を受けることが懸念される中、2018-20年の間、楽観的な新評価に立脚した、緩和された保存管理措置が適用され、2020年8月の科学小委員会でもリモート開催もあって、議論は深まらず、12月の委員会年次会合で、2021年についてもこの緩和された保存管理措置が1年間延長することとされた。

なお、大西洋においては、2018年の評価で「乱獲状態かつ過剰漁獲」で更に悪化が進んだとされたメバチ資源に関して、2019年に1年越しで保存管理措置(2020-21年対象)の更新がなされた。しかしながら、TACの削減も最低限であり、変更された国別配分も2020年のみ対象とされ、2020年年次会合にて積み残しの事項の検討・最終化が量られることとなったが、コロナ化の下、2020年適用の措置が2021年にも継続して適用されることとなり、同海域でのメバチ資源の回復に向けての対応は足踏みの状態となった(なお、資源状態

は足踏みとは限らず、さらに悪化する可能性がある)。

また、東部太平洋においても IATTC 事務局の科学部門は、昨年、すべての階層のまき網漁船を対象に、船ごとに 1 日当たり稼働 FAD 台数の上限の設定とともに、FAD を含む浮きもの操業回数上限を設けることを勧告した。背景には、近年の FAD 操業の拡大、効率の向上等がある。昨年 11 月末-12 月上旬開催の IATTC 総会で 2018-20 年を適用期間とする保存管理措置の更新が検討されたが、議論が紛糾し結論に至らず、12 月 22 日開催の特別会合で、漸く前述の措置を 2021 年にも適用することに合意するにとどまった。効果的な FAD 操業管理措置の強化が喫緊の課題である。

さらに、インド洋では、かねてよりキハダ資源が「過剰漁獲にありかつ乱獲に陥っている (IOTC 科学小委員会(2015 年)) と評価され、一定の規制強化が図られたものの、その後漁獲量が増大している等と科学小委が警告している。加えて、2019 年 12 月の科学小委合会でメバチ資源の評価を更新した結果、乱獲状態ではないが過剰漁獲にあるとして、漁獲量を現行水準から 1 割以上減らすことを勧告している。

2021 年 3 月に上旬には、キハダ資源の回復計画、FAD 操業の管理について、委員会の特別会合がリモート様式で開催されたが、意味のある結論には至らず、さらに、例年通り、6 月上-中旬に開催予定の本年年次会合を待つ状況にある。

このように、量的、価格的に見て、刺身まぐろの主要種であるメバチ及びキハダについては、概して、資源状態が懸念される状況にあることから、各 RFMO の資源評価、保存管理措置の検討状況等を注視し、各資源の持続可能な利用の実現に向けて適切な措置がとられるよう、働きかけを行っていく必要がある。

さらに、CCSBT のミナミマグロ、IOTC のカツオで既に導入されている、管理方式(MP)、漁獲管理規則(Harvest Control Rule(s))などの新たな漁獲管理方式を、WCPFC、ICCAT においてメバチ、キハダ等の資源管理措置に適用することとなっている。ややもすれば、まき網の FAD 操業が優先的に取り扱われる情勢の中で、はえ縄も含めた関連漁業種類の間で公正でかつ効果的な枠組となるよう注視・働きかけを行う必要がある。

3. 太平洋クロマグロについては、未成魚(30Kg 未満)及び成魚(30kg 以上)に区分し、資源回復を図る措置が強化・実施されてきている。また、漁獲証明制度樹立に向けた検討も行われている。

同資源の最大の消費国である日本は、管理措置を確実に進めるほか輸入量等を厳正にモニターすること等が求められており、関連状況等を注視していくことが重要である。

4. 過剰漁獲能力問題に関しては、マグロ資源の持続的利用のため、OPRT 会員間合意(2003 年世界まぐろはえ縄漁業会議)に基づき、引き続き大型はえ縄漁船の総隻数の抑制を継続していく必要がある。併せて、これまで OPRT が払ってきた努力の効果を維持するためにも、大型まき網漁業の管理強化、中・小型はえ縄漁船のモニターや、必要に応じて実効的な管理措置の導入が各 RFMO で早急に実現される必要がある。

なお、台湾のメバチを対象とし冷凍マグロを日本に輸出する小型はえ縄船の OPRT への登録については、目標とされた 2016 年以降日台政府間での折衝が中断されているが、その実現は、はえ縄漁業の管理強化に繋がるものと期待される。

関連して、昨年台湾当局が公示した、乗組員の居住環境改善のための大型化の促進、については、漁獲能力の増大につながる可能性もあり、内容の把握、必要に応じて働きかけを行うこととする。

また、海外のマグロはえ縄漁業団体等から OPRT への加入希望がなされた場合は、IUU 漁業の排除及び漁獲能力の抑制の観点から、加入希望団体の資格について関係当局、関係団体等の助言を得つつ審査し、適切に対応する。

5. 水産資源の持続的利用のため、IUU 漁業（違法、無規制、無報告）の廃絶に向けた国際社会の関心の高まりにより、EU、米国をはじめとして世界的な取組みも一段と強化されてきている。2019 年 6 月の G20 サミットの首脳宣言に「IUU 対策強化」が含まれ、日本でも、漁獲証明制度の導入の検討が進められている。世界最大の刺身マグロ市場国としての責任を果たすため、日本としては、輸入される漁獲規制対象のマグロ類のモニターをより厳格化し、IUU 操業からの漁獲物の輸入防止に努める必要がある。これに関して、マグロ類の日本への輸入に関して、水産庁が実施している事前確認制度の下、提出される一部の書類の入力・集計、通関(輸入)実績の迅速かつ精確な把握のための作業を OPRT としての確に行う必要がある。

特に、RFMO 登録漁船による漁獲魚種名、漁獲漁場の偽報告、船名の詐称等は、資源管理措置の効果を減殺するものであり、各 RFMO で導入された漁船の固有識別情報（IMO 番号）等の活用による情報の収集、輸入マグロに関する諸データの分析、DNA 検査等を総合的に推進する必要がある。

また、昨年 12 月には、「水産流通適正化法」が公布され、2 年以内の施行が見込まれている。冷凍マグロについては、現行の事前確認制度により、“RFMO の資源管理措置に違反したマグロが輸入されないよう確認”とされているが、2 年以内の同法の施行に向けて、EU の漁獲証明制度や米国の食用海産物輸入モニタリング制度の内容を把握し、日本に輸入される冷凍マグロの適法性の確認の精度をより高められるよう所要の働きかけ等を行う。

なお、100 トン以上の漁船に加え、小型漁船（100 トン未満、船長 12 メートル以上で旗国の EEZ 外での操業許可が発給されているもの）への IMO 番号の義務付けが（IATTC[2020 年 1 月から]、WCPFC[2020 年 4 月から]）実施され、関連漁船の的確な把握に繋がるものと期待される。

前項 4. にも関連して、OPRT メンバー国漁船の日本へのマグロ類の輸出状況を、より迅速に各国メンバー等にフィードバックし、各国の管理の促進・強化に供することが重要である。

併せて、OPRT 会員間等において、これら状況、その他の責任あるマグロ漁業の推進を図るための関連項目の理解を深め、有効な対応をとることに資するための情報・意見交換を進める。

6. IUU 漁船が漁獲したマグロを国際取引市場から排除する上で有効とされる漁獲証明制度は、大西洋クロマグロとミナミマグロについて、対象魚種個体の捕獲から貿易状況までの把握を可能とする。その更なる効率性・実効性を求めて電子化された証明書（e-BCD）

の使用が ICCAT で開始されていることから、将来のメバチ等への適用も念頭に、運用状況を注視する必要がある。加えて、一般的な魚介類に関する有効なトレーサビリティのための漁獲証明制度の検討・実施状況並びにマグロ漁獲に関する電子報告及び電子モニタリングの検討実施状況を注視する。

7. マグロ資源の他、混獲海洋生物（海鳥、海亀、サメ類）の保護を求める動きも恒常的に続いている。かかる状況の下、マグロはえ縄漁業が不当に制約される事態とならないよう資源の持続的利用を推進する勢力との連携を図りつつ、情報の収集に努める。責任ある漁業を推進しているまぐろはえ縄漁業は、これらに関連した措置を遵守するとともに社会的理解を得られるよう、必要に応じ広報に努める。
8. OPRT の目的の一つである「適切な資源管理の下で漁獲されたまぐろ類の持続的利用の促進」については、日本での魚離れの進行、他の食材との競合が強まっている中、大型まぐろはえ縄船等が生産する天然刺身マグロの特質(資源の持続的可能な利用の面のみならず、優れた鮮度・品質を有する食材としての面)を消費者に訴える機会を増やす等、引き続き努力を傾注する必要がある。
9. 便宜置籍船スクラップ事業は、日本の国庫から拠出した資金をスクラップの実施に充て、その後は、日本船、台湾船及びバヌアツ・セイシエルの正常化船から資源管理協力費（事業負担金）を徴収することにより、全額返納する計画。今年度も、同枠組の下継続して事業負担金の徴収を行い、海外漁業協力財団に納付する。

事業計画

上記状況を勘案しつつ、マグロ資源の保存及び管理の強化を推進し、もってマグロ漁業の持続的発展とマグロ市場への安定的な供給に資するため、下記の事業に取り組むこととする。なお、本年度も各事業を着実かつ効率的に遂行し、責任あるまぐろ漁業の更なる推進を目指していく。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組が今年度に入っても少なくとも数か月求められる中、リモート様式での事務処理の継続、ウェブを利用した OPRT 主催の会合・セミナーの開催など、利用できる最適な手段を確認しつつ、対応していくこととする。

また、下記項目関連の調査、会合出席、イベント等も今年度の新型コロナウイルス感染防止の観点から、中止、リモート様式での開催などへの変更がありうるので、適宜対応していく。

(1) 資源状況及び国際管理の動向の把握

- ・各地域マグロ類漁業管理機関（RFMO）の資源状況・管理動向の把握・分析
- ・行過ぎた保護運動の動向把握

(2) 実効ある資源管理の確保

①IUU 漁業の廃絶・防止への取り組み

- ・日本へ輸入されるマグロのモニター
- ・RFMO のポジティブ・リストのモニター
- ・マグロ類の輸入に関する事前確認制度の一部関連作業の実施

・DNA 検査の実施

②漁獲能力抑制の推進

③OPRT 登録漁船の管理（登録船リストの維持・管理・改良を含む）

④中古マグロ延縄漁船の国際取引の把握・輸出中古船の動向調査

⑤混獲生物減少への取組・情報収集等

・海鳥、海亀、サメの混獲削減措置の推進

(3) マグロ資源の持続的利用の促進による責任あるマグロ漁業の推進

・「10月10日まぐろの日」を中心とするキャンペーンの実施、

・マグロ関連イベントの支援・強化

・ジャパンシーフードショー出展

(4) マグロ資源の管理、貿易及び市場に関する調査及び研究開発

・日本が輸入するマグロ類の流通状況調査

・マグロ類の国際流通状況調査

(5) マグロ資源の保存・管理に関する国際的な漁業者間の交流・協力の促進

・情報・意見交換会の開催

・関連情報の提供

(6) 責任あるまぐろ漁業の理念の普及・啓発

①OPRT 紹介パンフレットの作成・配布

②OPRT ニュースレターの作成、配布

③OPRT ウェブによる情報提供

④OPRT セミナーの開催

⑤賛助会員加入の促進

⑥友好団体との連携協力による事業の推進

(7) FOC スクラップ事業基金の管理

・負担金の円滑な徴収

・徴収負担金の納付（公益財団法人 海外漁業協力財団）